

令和5年度 第11回富里市教育委員会定例会議 会議録

富里市教育委員会

- 1 期 日 令和6年2月26日(月)  
開会 午後2時  
閉会 午後2時50分
- 2 場 所 本庁舎3階第3会議室
- 3 出席委員 教 育 長 吉 野 光 好  
教育長職務代理者 會 田 直 子  
委 員 田 口 明  
委 員 川 口 泰 弘  
委 員 内 田 和 子
- 4 出席職員 教 育 部 長 鳥 海 雅 弘  
参事兼教育総務課長 中 川 幸 雄  
学校教育課長 中 澤 一 志  
学校給食センター所長 小 川 正 久  
生涯学習課長 池 内 実  
図書館長 吉 林 昌 寿
- 5 事務局職員 教 育 総 務 課 篠 原 和 也  
安 藤 裕 美 子

令和6年3月26日

署 名 人

署 名 人

会議録作成人

## 1 開会宣言

【教育長】ただいまから、令和5年度第11回富里市教育委員会定例会議を開会いたします。本日の会議は、専決処分の報告1件、議案1件、協議事項2件、報告事項1件、その他の内容となります。よろしくお願いいたします。

## 2 前回会議録の承認

令和5年度第10回定例会議録承認

(署名人：會田委員、小川給食センター所長)

## 3 教育長報告

【教育長】次に、教育長報告を行います。

(資料1ページに沿って説明)

## 4 教育委員報告

【教育長】次に、教育委員報告に移ります。何かございましたらお願いいたします。

【委員】2月14日、鬼ごっこを取り入れた幼児期の運動遊び支援事業報告会に出席してまいりました。藤田健康福祉部長、大野向台こども園長からは、園の活動状況が報告されました。生涯にわたる運動全般の基本的な動きが形成される幼児期に鬼ごっこの「追う・逃げる」動作で楽しく夢中になって遊ぶことで基本的な動きを獲得できるそうです。昨年5月から、鬼ごっこ協会の先生方により、まず市内の公立私立の保育士、幼稚園教諭向けの講義があり、その後、各こども園、幼稚園、保育園で実際に技術研修、実践が行われました。その結果、向台こども園では、約5か月間、実践したことにより、25メートル走では4歳児が24%向上、5歳児は9%向上、更に両足連続飛び越しでは、4歳児、5歳児ともに15%向上したそうです。また、スポーツ鬼ごっこの作戦タイムでは、自分の意見を言ったり、他人の意見を聞くなどコミュニケーション能力も育まれたそうです。さらに、転んだり、ひざを擦りむく等のけがも減少し、友達を励ます、応援する、手伝う等の行動変容も見られたそうです。何より園児が夢中になって遊ぶ姿が多く見られるようになったことが1番の成果であると思いました。講評では、鬼ごっこ協会の羽崎代表理事より、1番大切なのは、

モチベーションを保つこと、という話がありました。自ら体を動かそうという気持ちがなければ、運動能力は上がらない。遊びの原点は鬼ごっこである。鬼ごっこが1つのきっかけとなり、体を動かす意欲が出る。言葉で意思を伝えるコミュニケーションが大切。仲間が必要。ルールが必要。作戦が必要ということに気づいていく。鬼ごっこは、日本の遊びの文化であることを後世に伝えてほしいというお話がありました。短期間でこれほどの成果が見られ、鬼ごっこを取り入れた幼児期の運動遊びを今後もぜひ継続し、富里市の子ども達の体力、運動能力の向上につなげていってほしいと思いました。

【教育長】特に、よろしいでしょうか。

(ない旨の声あり)

【教育長】それでは、教育委員報告を終わります。

## 5 専決処分の報告

【教育長】次に、専決処分の報告を行います。報告第1号、行事の共催について、事務局の説明を求めます。

【生涯学習課長】(資料2ページに沿って説明)

【教育長】事務局の説明が終わりました。質疑などがございましたら、お願いします。

(ない旨の声あり)

【教育長】特にないようですので、専決処分の報告を終わります。

## 6 議案

【教育長】次に、議案第1号、富里市立幼稚園児預かり保育に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求めます。

【学校教育課長】それでは、議案第1号「富里市立幼稚園児預かり保育に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明させていただきます。資料は3ページから10ページになりますが、7ページの概要で御説明をさせていただきます。本案は、11月の定例会議において協議をお願いした内容となります。まず、1の改正理由につきましては、預かり保育を利用する子育て世帯の利便性向上を図るため、市立幼稚園の預かり保育の実施時間を令和6年4月から拡充するものでございます。次に2の改正内容につきましては、富里幼稚園につきましては、朝1時間30分、夕方2時間の預かり保育を拡充し、

市立認定こども園や近隣学童クラブの保育時間と同等とすることで、保護者の利便性向上を図るものです。また、浩養幼稚園につきましては朝30分の預かり保育を拡充し、浩養小学校の登校時間に接続するものです。なお、長期休業中の時間につきましては、資料中段のとおりでございます。施行期日は、令和6年4月1日となります。説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

【教育長】ただいま、事務局から説明がありました。質疑がございましたらお願いします。

(ない旨の声あり)

【教育長】特に、よろしいでしょうか。特に無いようですので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】異議ないものと認め、議案第1号、富里市立幼稚園児預かり保育に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することとします。

## 7 協議事項

【教育長】次に、協議事項に移ります。協議事項1、令和6年度とみさと教育プランについて、事務局の説明を求めます。

【参事兼教育総務課長】それでは、協議事項1、令和6年度とみさと教育プランについて、まず概要から御説明させていただきます。資料の21ページをお願いします。令和6年度とみさと教育プランについて、教育振興基本計画に沿って毎年度見直しをしており、令和6年度版を策定するに当たり、御協議をお願いするものです。今回の教育プランは見やすいように、わかりやすいようにすることを心がけ、まずレイアウト全体を見直しております。全体的に教育振興基本計画に基づいた、とみさと教育プランであることをわかりやすくするよう表現を心得ながら、行間や文章を明瞭化し、基本方針ごとに取りまとめ、施策ごとにページを整理しております。また、とみちゃんのイラストを多く挿入することで、より親しみやすいレイアウトにしました。資料は

別冊の通りとなります。内容を精査いただき、次回の令和6年3月定例会議で決定いただければと考えております。質問や確認事項などございましたら、各担当課長から御説明をさせていただきますので、御協議くださいますようよろしくお願いいたします。

【教育長】事務局の説明が終わりました。質疑などがございましたら、お願いいたします。

【委員】今、御説明いただいたように本当に見やすくレイアウトされていて、よくできているなと感じました。いくつか質問をさせていただきたいと思います。まず初めに15ページ、健やかな体の育成のところですが、体力向上に向けた取組の中に、子どもが無理なく運動に取り組めるようなプログラムを学校に紹介、とありますが、令和5年度にはこのような記載はなかったのですが、そういうプログラムというのは既にできているのか、お伺いしたいと思います。次に16ページの長欠者を減らすための取組の中に、関係機関の連携のところ、各校から教育委員会への長欠報告の際、各校担当者とヒアリングを実施するとあります。これも令和5年度には無かったのですが、もしこれが実際に実施できるとしたら、報告の際にヒアリングというのは非常に効果的だと私も思いました。月の報告の際にヒアリングをされるのか、または学期ごとのヒアリングとなるのか、決まっていることがあるなら、教えていただければと思います。それから、同じページのヤングケアラーへの対応のところですが、市内全小中学校で研修を行うという風に記載されておりました。このところ、だいぶヤングケアラーについても周知されはじめてきていると思うのですが、この研修については、各校にお任せをするのか、または例えば夏季休業中の不祥事根絶研修の折にヤングケアラーの研修を市内全職員向けに行ったり、ジョイントスクールの推進等で、3つの学園がありますので、学園ごとに行うのか、具体的なことがあれば教えてください。

【学校教育課長】まず15ページのプログラムの関係になりますが、令和5年度の夏に日本大学の先生をお呼びして、研修を行っており

ます。その後、秋にもオリンピック選手をお呼びしてプログラムをやっております。そちらのプログラムを各学校に持ち帰っていただいて、体育の授業等で御活用いただきたいということで今年やっておりますので、そういったプログラムを使いながら、各学校で体力向上に向けた取組をしていただけるようお願いをしているところです。それから16ページの長欠ヒアリングにつきましては、市担当指導主事が、長欠の報告をいただく際に、ヒアリングを実施しています。特に気になるケースについては、学校等の会議にも同席をしています。またヤングケアラーの対応につきましては、県等から、ヤングケアラーについての資料もきています。そういったものを活用して、各学校で研修をしていただけるようお願いをしているところです。以上です。

【教育長】 そのほか、何かございますか。

【委員】 9ページの幼児教育の充実で、浩養幼稚園・浩養小学校を核とした幼小連携とあります。最後に市内全体においても積極的な幼小連携を進めていくとありますが、これについてどのような内容なのか、お聞きしたいです。

【学校教育課長】 浩養小学校、浩養幼稚園につきましては、現在一緒の建物で、授業等を行っておりますので、連携等はスムーズに進んでいるところです。他の小学校については、民間の幼稚園等もある関係でなかなか連携等がやりづらいというところがありますので、今後どういう取組ができるかを含めて、検討させていただきたいと思います。以上です。

【教育長】 そのほか、何かございますか。

【委員】 2つ、質問があります。まず1つ目が、4ページの「とみの国」検定の実施のところで、基礎学力の定着を図ることをねらいとし、と書いてありますが、基礎学力の中に、今はタイピング力というのも必要なのではないかと思います。基礎学力の中にタイピング力を入れていただくことを検討していただきたいと思います。

それともう1つが、19ページの情報モラル教育の推進について、下から5行目から最後までの部分なのですが、ちょっとわかりづらい表現なので、わかりやすいように表現を変えていただきたいと思います。学校が「ケータイ・スマホ出前授業」を実施する。学校が依頼して出前授業を実施してもらうのと、県教委や通信会社が行う出前授業のプログラムを情報モラル教育を1年に1回実施するというのがわかりずらくて、必ず1年に1回は情報モラル教育を行うということはわかるのですが、「ケータイ・スマホ出前授業」に関して少しわかりづらかったので、わかりやすいように書いていただきたいと思います。以上です。

**【学校教育課長】** まず4ページのタイピングのお話ですが、基礎学力のところに、タイピングをとお話をいただきましたので、現在もタブレットを使ってタイピングテスト等も行っておりますので、そちらについて検討させていただきます。

それから19ページの後半のところですが、県教育委員会とか通信会社が行うものを活用して、「ケータイ・スマホ授業」をしている場合もございます。確かに読みづらいところもございますので、表現を整理させていただきます。御意見ありがとうございます。

**【教育長】** そのほか、何かございますか。

**【委員】** 16ページ、長欠者を減らすための取組から、17ページの適応指導教室「ふれあいセンター」の2点の兼ね合いで、特に長欠者を減らすための取組で、タブレット端末によるリモート授業を掲げてるわけですが、その場合、リモート授業の実施状況の把握と出席のカウントの取り方との兼ね合いをどうするのかということと、ふれあいセンターが月曜日が使えないので、月曜日も使えるふれあいセンターの活用、その関連をもう少し具体的にできればと思うのですが、いかがでしょうか。

**【教育部長】** リモートの出席の扱いなのですが、基本的にそういったものは指導要録上、出席扱いにできると富里市では定めています。把握の状況は、親御さんと学校長が面談をして、1日に何をどのく

らいやるのかという計画を立てて、その実施の状況を校長が確認したのについても出席の扱いにすると、富里市では定めていて、そのような取扱いをしたものについては、教育委員会に報告するようになっておりますので、数件、申請が上がってきています。

【学校教育課長】ふれあいセンターの月曜日休館の件ですが、御指摘のとおり、月曜日は図書館休館ですので、どうしても物理的に難しい面があります。そういったところと、リモート学習がうまく組み合わせられればいいのですが、なかなか難しい面もございます。そこは物理的などころもございますので、今後検討させていただければと思います。

【教育長】そのほか、何かございますか。

【教育部長】先ほど、委員から4ページの「とみの国」検定の学力ということで、今年、視写・音読・計算ということ、タイピングの提案がありました。私もタイピングはいいと思っているのですが、今、タイピング自体は、市で雇用しているICT支援員が各小中学校でタイピングコンテストというのを実施していて、結構みんなできるようになっているというのもあります。タイピング入れるか検討するという回答があったと思うのですが、今、富里の現状として、学力向上が1番の喫緊の課題ということで、この視写・音読・計算を昨年度の終わりから今年度やって、次年度もやる予定です。具体的な状況で言うと、例えば前年度の終わりは、100マス計算を小学1年～6年の平均で5パーセントの子どもしか終わることができませんでした。5パーセントというのは致命的な数字で、しかも合格タイムも、通常全国でやる時は1分30秒で設定するのですが、うちは2分30秒で設定したにも関わらず、わずか5パーセントしかできませんでした。たし算ができない人が、普通の授業の算数ができるわけがない。しかも読んだりする力も非常に弱いということで、視写・音読・計算に絞って、今年度やっています。100マス計算だけの実績で言いますと、前年度、学校平均4パーセントだったのが、今年度41パーセントまで合格率が上がりました。更に1年や



って、合格率を80パーセント台までもっていきたいなと思っています。前年度から、こういう取組をして、2年前は学力学習状況調査の結果が全国平均のマイナス8でした。来年度で全国平均に近づけるとい目標で、今年度はマイナス4までできています。来年度、もう1回やって、なんとかプラスマイナス0までもっていきたいなと思っています。できたら、タイピングはそれが達成した後、新たに付け加えていただけるといいかなと思います。本腰を入れてやっていますので、まずはこの3つの目標を達成した後に、幅を広げていくということで、タイピングを入れさせていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

【委員】タブレットを使う上で、タイピングができないと、そこに時間がかかってしまって、鉛筆で書くのと同じような速度でできれば、授業もスムーズにいくのかなと思って提案させていただいたのですが、今の現状がよくわかりました。ありがとうございます。

【教育長】そのほか、何かございますか。

(ない旨の声あり)

【教育長】それでは、ただいまの御意見を踏まえまして、今後進めていきたいと思えます。更に、御意見がございましたら、随時頂ければと思えます。

【教育長】次に協議事項2、学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求めます。

【学校教育課長】それでは、協議事項2「学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明させていただきます。資料は22ページから30ページになりますが、25ページの概要で説明させていただきます。まず1の改正理由につきましては、学校給食費について、現行の第3子以降無償化とあわせ、学習経費が小学校よりも大きくなる中学校3年間の無償化を行うため、給食費の規定を改正するほか、所要の改正を行うものです。次に2の改正内容につきましては、次のいずれにも該当する場合、現行の第3子以降無償化とあわせ、本市立中学校に在籍している生徒の

給食費を無償とします。

ア 生徒と同一生計であること。

イ 市内に居住していること。

ウ 生活保護制度又は就学援助制度で給食費の支援を受けていないこと。となります。施行期日は、令和6年4月1日となります。説明は以上でございます。よろしく御協議くださるようお願いいたします。

【教育長】事務局の説明が終わりました。質疑などがございましたら、お願いいたします。

【委員】無償化に関して、大変好ましいことだと思うのですが、付加事項として、令和6年度以降の給食費に関して無償化するという議案です。それ以前の未払いの給食費に関しての納付を呼びかける説明事項なども入れた方がいいのではないかと思います。令和6年4月以降になったら、今まで滞納していた分も払わなくていいのではという誤解を防ぐために、それ以前の未納のものについては随時請求するという説明事項の添付をしたらどうかと思うのですが、どうでしょうか。

【給食センター所長】給食の未納の部分ですが、これまでも規則上、給食費を御負担いただくという形であって、過去の繰越しになっている分というのは、規則上は触れていない形になります。令和5年の1月から、第3子以降の無償化を対象としたのですが、こちらについては、過去に未納があった場合には、未納を解消していただいてからでない、対象にはしていなかったのですが、今回は中学生は特に未納の要件はつけないのですけれども、無償化に限らず過去の分については、市の債権として、適正に管理していかななくてはならない。この市の債権は、市の税金のような強制徴収債権とは違いまして給食費は司法上の契約に基づく私債権なのですけれども、こちらについて、基本時効は5年という決まりがあるのですが、私債権の場合、期間の5年間を満了しても、実際に満了しましたというのを債務者の方から裁判所に援用という形で手続きを取らないと時効にはならないので、債権として残ってしまっています。そういった過去のものと同様の形であくまでも新たな中学校での給食費の御負担は無くなるのですけれども、過去の分は市の債権として残っていくものですので、それは適正に徴収と管理をしていきたいと考えているところです。

【学校教育課長】少し補足させていただきます。規則上はどうしても、令和6年4月1日以降は、無償という書き方しかできないのですが、例えばチラシ等では、令和6年以前は、当然お支払いいただくという

旨は記載できると思いますので、そういった工夫をさせていただければと思います。

【教育長】特に、よろしいでしょうか。無いようですので、原案のとおり、進めることといたしますので、よろしくお願いいたします。以上で協議事項を終わります。

## 8 報告事項

【教育長】次に、報告事項に移ります。報告事項1、月例報告について、事務局の説明を求めます。教育総務課から順にお願いします。

【参事兼教育総務課長】

(資料3 1ページに沿って説明)

【学校教育課長】

(資料3 2ページ及び3 3ページに沿って説明)

【学校給食センター所長】

(資料3 4ページ及び3 5ページに沿って説明)

【生涯学習課長】

(資料3 6ページ及び3 7ページに沿って説明)

【図書館長】

(資料3 8ページから4 0ページに沿って説明)

【教育長】事務局の説明が終わりました。質疑などがございましたら、お願いします。

(ない旨の声あり)

【教育長】無いようですので、以上で報告事項を終わります。

## 9 その他

【教育長】次に、その他に移ります。何かございましたらお願いします。

【教育長】無いようですので、その他を終わりにします。

## 10 閉会宣言

【教育長】以上で、本日の日程は全部終了しました。令和5年度第1 1回富里市教育委員会定例会議を閉会します。御協力ありがとうございました。